

## ご結婚式・ご披露宴約款

株式会社京王プラザホテル札幌(以下「ホテル」といいます)は、ご結婚式、ご披露宴(以下「披露宴等」といいます)に関して以下の通り約款を定めております。

必ず、ご一読の上、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 1. 適用範囲

- (1) ホテルがお客様と締結する披露宴等に関連する契約(以下「本契約」といいます)は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- (2) ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 2. 契約の成立

本契約は、お客様による結婚式承り書へのご署名および申込金10万円のお支払いをもって成立するものといたします。申込金はご披露宴等費用の一部に充当させていただきます。

### 3. お支払い

- (1) ホテルは、お客様から披露宴の日時、規模、出席者数およびお料理内容等をお聞きした上で、披露宴等の費用の見積りを提示いたします。  
会費制のご婚礼の場合は、お打合わせ内容に基づき作成いたしました最終版見積り記載金額より、当日の会費分内金の金額を差引いたご両家ご負担分金額を最終版見積りお渡し後3日以内にお振込みまたは、ご来館の上、お支払いください。  
招待制ご婚礼の場合は最終版見積りお渡し後、当該見積り金額を、3日以内にお振込みまたはご来館の上お支払いください。
- (2) 前項の指定期日までに、お支払いいただけない場合は本契約を解除させていただくことがございます。
- (3) 最終版見積り記載金額後のお支払い後に追加料金が発生した場合は、披露宴等開催日までに追加料金をお支払いください。
- (4) 披露宴等開催日当日の追加料金につきましては、当日もしくは、翌日午前中迄にお支払いください。

### 4. 人数確定後の変更

ご出席者の人数は、披露宴等開催日の3日前正午迄に確定させていただきます。

確定後は、ご出席者数が減少した場合であっても確定した人数分の料金を頂戴いたします。

また、すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した数量分の料金を頂戴いた

します。

#### 5. 利用時間およびその延長

- (1) 会場のご利用時間は、事前にホテルと取り決めた利用時間内といたします。
- (2) お客様の都合により、前項の利用時間を超過した場合には、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、利用時間の延長に応じられない場合もございます。

#### 6. 解約・期日変更

- (1) お客様が披露宴等の契約を解約する場合には、別表の通り解約料を頂戴いたします。
- (2) お客様が披露宴等の日程を延期する場合は、別表の通り期日変更料を頂戴いたします。ただし、元の日程から1年以上先への延期は解約とみなし、解約料を頂戴いたします。

#### 7. 装飾・余興等の手配

- (1) 装飾・余興・衣裳・引出物・装花・撮影等(以下「装飾等」といいます)は、ホテル指定取引先の手配させていただきます。
- (2) お客様の都合により、ホテル指定取引先以外の会社等をご利用になる場合は、ご準備、お持込料について予めホテルとお打合せさせていただきます。

#### 8. ブライダルコンテンツの著作権

披露宴等にて編集した音源を使用する場合、また、披露宴等の記録用映像に楽曲が記録される場合は、音楽の著作権処理を行う必要があります。詳しくは別途ご案内する資料でご確認ください。

#### 9. 損害賠償

お客様、披露宴等のご出席者または装飾等に関しお客様が直接依頼された会社等が、ホテルの施設、什器備品等を破損された場合は、ホテルの要請に基づき速やかに修理いただくか、またはその損害賠償金を請求させていただきます。

#### 10. 施設内における事故・盗難

ホテルの施設内において、お客様の管理下で発生した事故、盗難等につきましては、ホテルの故意または過失がある場合を除き、ホテルは一切責任を負いかねますので十分にご注意ください。

#### 11. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項としておりますのでご遠慮ください。

- ① 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持込み(盲導犬・補助犬を除く)
- ② 発火、または引火性の物品の持込み
- ③ 悪臭を発生するものの持込み

- ④ 食品類の持込み(ホテルが特別に同意した場合を除く)
- ⑤ 賭博等風紀を乱す行為、または他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑥ 備品等の移動
- ⑦ 使用目的以外のご利用
- ⑧ その他法令で禁じられている行為

## 12. 解約

以下の場合、披露宴等を解約させていただきます。解約に伴う損害賠償金等、金銭のお支払いは一切いたしかねます。

- ① 法令または公序良俗に反する行為を行う恐れがある、あるいは他のお客様に迷惑をおかけするとホテルが判断した場合
- ② 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき
- ③ ホテル若しくは当ホテル職員に対し、暴力的要求や業務の遂行に支障をきたす行為を行う、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合
- ④ 本約款又は、ホテルが定める利用規則に従わない場合

## 13. 個人情報の取り扱い

お客様および、ご出席者等の個人情報は、披露宴等に関するご案内、確認等のご連絡に使用するほか美容、着付け、写真、案内状、引出物等のホテル指定会社でのサービス提供に使用することがあります。

その他、個人情報の取扱いについてはホテルホームページのプライバシーポリシーをご確認ください。  
(<https://www.keioplaza-sapporo.co.jp/privacypolicy/>)

## 14. 変更等

施設および、景観の保全・維持管理のため、ホテルは予告なく、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がございますので、予めご了承ください。

## 15. お客様においてお支払い無きときのご負担

披露宴等の代金、解約料または期日変更料をお支払いいただけない場合は、新郎新婦のご両家において連帯してご負担いただけますようお願いいたします。

## 16. 準拠法

本契約の解釈および効力は日本法によります。

## 17. 合意管轄

お客様とホテルは、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意いたします。

## 18. 約款の変更

- ①当ホテルは、当ホテルの裁量により、本約款を変更することがあります。
- ②当ホテルが本約款を変更する場合、約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1カ月前までに、ホテルホームページに掲載します。
- ③変更後の約款の効力発生日以降に、宿泊客が約款に基づくホテルサービスをご利用されたときは、約款の変更同意されたものとみなします

### 【別表】 解約料・期日変更料(第6条関係)

解約日・変更日 (開催日から起算)	解約料	期日変更料
364日前から181日前まで	申込金の50%	
180日前から121日前まで	申込金の全額	申込金の50%
120日前から71日前まで	申込金全額と実費および実費を除いた見積金額の20%	申込金の全額
70日前から31日前まで	申込金全額と実費および実費を除いた見積金額の30%	実費および実費を除いた見積金額の10%
30日前から11日前まで	申込金全額と実費および実費を除いた見積金額の50%	実費および実費を除いた見積金額の30%
10日前から前日まで	申込金全額と実費および実費を除いた見積金額の80%	実費および実費を除いた見積金額の50%
当日	見積り金額の全額	見積り金額の全額

\* 見積金額は、最新見積金額または契約成立時の見積金額のいずれか大きい金額を適用いたします。(サービス料・税金除く)

\* 実費は、納品済みの物品等の費用および外注品などの解約料です。